⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ　代表者は、平成７年度以降に、次の㋐から㋒の要件を満たす工事を、元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）とし、代表者以外の構成員については、次の㋐及び㋑の要件を満たす工事を、元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋐　道路橋（A活荷重又はＴＬ―20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁型式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし、鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

㋒　最大支間長が30m以上であること。

ただし、㋐から㋒は同一工事であること。

なお、当該実績が、国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地での架設期間に専任で配置できること。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置するものとする。

㋑　代表者の配置する技術者については、平成７年度以降に、上記６⑸イ本文に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、代表者以外の構成員が配置する技術者については、平成７年度以降に、上記６⑸イ本文に掲げる㋐及び㋑の工事の経験を有する者であること（いずれも、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋒　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。

７　競争参加資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。

８　資格審査申請書類

⑴　提出書類及び提出部数

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）１部

イ　特定建設工事共同企業体協定書（写）１部

⑵　申請書類の作成に用いる言語　日本語

⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kouji/sec.html#01

９　資格審査結果の通知

資格決定通知書により通知する。

10　その他

⑴　共同企業体の名称は、幌向川西３号橋上部工製作架設○○△△××特定建設工事共同企業体とする。

⑵　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局札幌開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。

⑶　申請手続の照会先は、次の場所とする。

ア　北海道開発局事業振興部工事管理課

イ　北海道開発局札幌開発建設部契約企画課

競争参加者の資格に関する公示

平成22年度四谷駅前地区における環境影響評価調査等業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 22 年７月 21 日

独立行政法人都市再生機構東京都心支社

支社長　大西　　誠

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　13

１　業務概要

⑴　業務名　平成22年度四谷駅前地区における環境影響評価調査等業務

⑵　業務内容　四谷駅前地区第一種市街地再開発事業における環境影響評価調査等業務

⑶　履行期限　平成24年９月30日

２　申請の時期

平成22年７月21日から８月13日までとする（土曜日及び日曜日を除く）。

３　申請の方法

⑴　設計共同体としての競争参加資格申請書の入手方法　「設計共同体としての競争参加資格申請書」（以下「申請書」という。）は、平成22年７月21日から、独立行政法人都市再生機構東京都心支社　総務企画部契約チーム（〒163―1313 新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー13階　電話03―5323―0637）において設計共同体として資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に「平成22年度四谷駅前地区における環境影響評価調査等業務設計共同体協定書」（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送すること。提出場所は、⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は日本語で作成すること。

４　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成18年10月31日官報（政府調達第204号）公示）５の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　資格　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとする。

構成員は、次の①から④の条件をすべて満たしていること。また、⑤及び⑥についてはいずれかの構成員が必要な資格要件とする。

①　契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。

②　一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過していない者でないこと。

③　当機構の関東地区における平成21・22年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、「建築設計」、「土木設計」又は「調査」の業種区分の認定を受けていること。

④　当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。

⑤　同種または類似業務の実績を有すること。

・同種業務とは、東京都内において履行した、環境影響評価書作成業務「高層建築物の新築」であり、評価書作成段階を完了していること。

・類似業務とは、東京都内において履行した、環境影響評価書作成業務「住宅団地の新設」若しくは「駐車場（自動車駐車場の設置）」であり、評価書作成段階を完了していること。

⑥　次に掲げる基準を満たす総括責任者を当該業務に配置できること。

１）下記のいずれかの資格等を有する者であること。

・一級建築士の資格を有し、建築士法による登録を行っている者

・技術士の資格を有し、技術士法による登録を行っている者